

災害応急対策活動等に関する基本協定（案）

（電気通信設備）

（目的）

第1条 この協定は、地震、豪雨、高潮、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長 児子 真也（以下、「甲」という。）が管理する一級水系斐伊川（国管理区間）において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇 〇〇（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の対象設備）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の対象設備は、出雲河川事務所が管理する電気及び通信設備を原則とする。
ただし、不測の事態が生じた場合は事務所管理区間外及び対象設備以外での活動を要請する場合もある。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、出雲河川事務所管内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する労力等により応急対策活動を実施するものである。

（労力等の報告）

第4条 乙は、活動に提供できる労力等について、本協定締結後速やかに書面により甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

（出動の要請）

第6条 甲は、乙に対し、第2条の対象設備で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告 するものとする。
3. 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものと見なし、乙の判断で出動するものとする。なお、集結場所は出雲河川事務所とする。

（活動の実施）

第7条 乙は、第6条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2. 活動の直接の指示は、出雲河川事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。
4. 前第2項の指示があった場合、乙は状況報告を適宜、指示者へ報告するものとする。

（説明会）

第8条 乙は、甲が保有する災害対策用機械の操作等の説明会に甲から参加要請があった場合には、可能な限り参加するものとする。

（法定外労働災害補償制度の加入確認）

第9条 本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。
なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。
また、当該法定外労働災害補償制度には、工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(契約の締結)

第10条 甲は、第9条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第7条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする

(維持工事請負業者との協力)

第11条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び労力等を書面により甲に報告するものとする。

2. 甲は、本活動の対象設備を担当する維持工事業者等の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

(活動の完了)

第12条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第13条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第9条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第14条 甲は、第13条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第9条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第15条 活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面(第1報は電話で可)により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第16条 本協定の有効期限は、協定締結日から令和9年4月30日までとする。

(その他)

第17条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 国土交通省中国地方整備局
出雲河川事務所長 児子 真也

乙 株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇